

### 第3章 県の対応状況の調査と不適正処分の再発防止策

過去の県の対応状況を検証し、今後の再発防止に資するため、特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例（平成19年三重県条例第38号）に基づき設置した「特定産業廃棄物事案に係る調査検討委員会」（以下、「調査検討委員会」という。）にて審議を行った。

調査検討委員会は、平成19年7月から平成21年1月にかけて、当該事案における昭和56年の事業開始から平成19年1月の措置命令発出までの県の対応と再発防止策の調査検討を行い、平成21年1月に調査検討報告書を取りまとめた。（第1次調査検討委員会）

その後、産廃特措法に基づく実施計画（案）を提出するにあたって、調査検討委員会では、平成23年10月から平成24年9月にかけて、措置命令発出後から平成24年7月までの県の対応と再発防止策の取組状況について調査検討を行い、平成24年10月に調査検討報告書を取りまとめた。（第2次調査検討委員会）

#### 3. 1 第1次調査検討委員会

##### （1）調査検討の概要

当該事案について、初期段階で不適正処理を未然に防ぎ得なかったかを検証するとともに、川越建材が四日市市大矢知町地内で産業廃棄物を処分する事業を開始した昭和56年3月25日から、県が原因者に対し措置命令を発出した平成19年1月31日までの期間における県の対応について検証を行った。

具体的な調査方法としては、当時の経緯や原因等を明らかにしていくために、調査対象とした関係機関が保管している当該事案に係る公文書及び当時の関係者からの聴取り調査により事実関係を把握する方法で検証を行った。

なお、第1次調査検討委員会は平成19年7月から平成21年1月までの間で10回開催した。

表3-1に第1次調査検討委員会委員名簿、表3-2に第1次調査検討委員会開催状況を示す。

表3-1 第1次調査検討委員会委員名簿

委員長	田中 勝	岡山大学大学院 環境学研究科 教授
委員	小賀野 晶一	千葉大学大学院 専門法務研究科 教授
委員	佐脇 敦子	弁護士
委員	西川 源誌	弁護士
委員	宮本 融	北海道大学公共政策大学院 特任准教授

※所属・職名については、委員会設置当時（平成19年7月）で記載

表3-2 第1次調査検討委員会開催状況

回	期日	場所	概要	備考
1	平成 19年 7月 9日(月)	四日市港ポ ートビル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会条例の確認</li> <li>・委員長の選任</li> <li>・事案の概要及び経緯の確認</li> <li>・委員会の調査検討事項の確認</li> <li>※会議に先立ち現地視察</li> </ul>	公開
2	8月 27日(月)	名古屋市中小 企業振興会館 (吹上ホール)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事案に関する許認可等の変遷 の確認</li> <li>・論点となる対象事案の事実関係の 把握、確認(第1期)</li> <li>・論点の整理</li> </ul>	公開
3	10月 25日(木)	ウィルあいち (愛知県女性 総合センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・論点となる対象事案の事実関係の 把握、確認(第2期)</li> <li>・論点の整理</li> </ul>	公開
4	平成 20年 1月 17日(木)	ウィルあいち (愛知県女性 総合センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・論点となる対象事案の事実関係の 把握、確認(第3期前半)</li> <li>・論点の整理</li> </ul>	公開
5	4月 25日(金)	ウィルあいち (愛知県女性 総合センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事案の事実関係の把握、確認 (第3期後半)</li> <li>・県(事務局)による聴取り調査の とりまとめ(第1期、第2期)結 果報告</li> </ul>	公開
6	7月 1日(火)	ウィルあいち (愛知県女性 総合センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県(事務局)による聴取り調査の とりまとめ(第3期)結果報告</li> <li>・委員会による聴取り調査の実施方 法等の検討</li> </ul>	公開 非公開
7	7月 24日(木)	四日市港ポ ートビル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会による聴取り調査実施</li> </ul>	非公開
8	9月 1日(月)	名古屋国際セ ンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会による聴取り調査結果のと りまとめ</li> <li>・県が行った措置等にかかる評価及 び再発防止の検討</li> </ul>	公開
9	11月 18日(火)	ウィルあいち (愛知県女性 総合センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が行った措置等にかかる評価及 び再発防止の検討</li> <li>・調査検討報告書(案)の検討</li> </ul>	公開

10	平成 21 年 1 月 29 日(木)	ウィルあいち (愛知県女性 総合センター)	・調査検討報告書のとりまとめ	公開
----	------------------------	-----------------------------	----------------	----

## (2) 調査検討の方法

### ア 調査・検討の考え方

#### ①県が行った措置等における課題等の明確化

廃棄物処理法、三重県産業廃棄物処理指導要綱に照らして、次のような観点から、当該事案に関して県が行った措置等の課題を明らかにした。

- 行使すべき権限を行使していたか。
- 権限の行使が内容や時期において適切であったか。
- 地元自治体及び地域住民からの苦情、要望に対して適切に対応していたか。

#### ②産業廃棄物の不適正処分の再発防止についての検討

上記①を踏まえ、今後の産業廃棄物の不適正処分の再発防止について検討した。

### イ 調査の方法（具体的な調査手法）

調査対象とした関係機関が保管している当該事案に係る公文書及び当時の関係者からの聴き取り調査により事実関係を把握した。

なお、第2次調査検討委員会においては、これらの項目にあわせて、「再発防止策の取組状況及び成果の検証・評価」として、第1次調査検討委員会での提案・提言の取組状況及び成果について検討し、改善策を提案・提言した。

## (3) 県の対応の問題点

平成21年1月に「特定産業廃棄物事案【四日市市大矢知・平津事案】に関する調査検討報告書」が取りまとめられた。その概要は以下のとおり。

### ア 県の対応に関する総合的な評価

#### ①処分場及び事業者に対する県の認識

対象事案の最終処分場は、昭和52年に最終処分場の設置に係る届出制が導入される以前から使用されていた「旧処分場」として認められ、昭和56年3月から本格的な埋立行為が始まっている。施設の構造としては、遮水シートや浸出水処理施設等も備えられていない、いわゆる「安定型」であったが、当初の埋立許可品目としては、鋳物砂（鋳さい）等の埋立ても認められていた。

昭和63年11月、県は、この処分場に関しての最初の対応方針を検討しているが、当初の処分業許可から7年余り、特に目立った苦情等もなかったこと、また、「安定型」処分場であるという認識の甘さ、他の懸案事案への対応の必要性や組織体制の不十分さもあり、違法な無断拡大行為を把握確認できなかった。

平成元年10月の期限付き許可への切替え時に、埋立許可品目は、現在の安定型産業廃棄物のみ（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、がれき類）となったが、す

でに大幅な違法拡大は進んでしまっていた。

また、県に対する事業者の対応については、強硬な姿勢を示しておらず、あくまで従順なものであり、改善する意思を見せていたこともあったことから、当時、県は、厳しい行政処分を行うよりも、事業者に事業を継続させながら、行政指導によって是正を進めるという方針を選択している。

処分場や事業者に対する認識の甘さが、結果として、最初の違法な無断拡大を追認し、さらに、その後の継続的な違法拡大を招いており、当時の法基準のもと、規制指導対応に限界があったとしても、行政指導の甘さに繋がっていたと言わざるを得ない。

## ②指導監督権限の行使の妥当性

「行政処分の指針について（通知）（平成13年5月15日付け環廃産第260号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長発）」では、“従来、都道府県においては、違反行為に対して口頭の注意や環境衛生指導票の交付といった行政指導を継続し、法的効果を伴う行政処分を講じない場合も見受けられるところである”と指摘されているとおり、当該通知が出されるまでは、全国的にも、行政指導が違反行為に対する主な是正手段であるという実態があった。

行政指導は、法的効果は伴わないが、事案の特性や事情も考慮しながら、迅速かつ柔軟な対応ができ、改善する意思を見せている事業者に対しては、有効な是正手段として用いられてきていた。

対象事案に関しても、平成6年3月に産業廃棄物処理基準違反による改善命令を発出するまでは、口頭や文書による警告を発出し、是正を促すという行政指導を繰り返している。

違反行為を確認した時点時点での指導として、現状を把握確認することや一時的な違法行為の停止等には効果があった対応も見受けられるが、改善指導文書の「発出」やそれに伴う届出等の「受理」という行為自体が目的となってしまう、その後の改善指導が効果的に行われず、実効性を伴っていないという状況も否定できない。

平成6年3月の改善命令以後、平成6年8月の産業廃棄物処理施設に対する構造基準等の違反による改善命令の発出や平成6年10月の許可期限到来による許可失効によって、当該処分場を「事実上の機能停止」に追い込んだことは、その当時としては、可能な限りの行政対応を検討し実行したという部分では評価できるものの、その後については、是正措置のための実行可能な方針決定や効果的な行政指導が行われておらず、この問題を長期化させてしまっている。

特に、平成2年2月の変更届提出後については、それに至った経緯や状況を考えれば、違法行為の再発の可能性が非常に高いと予見し、更なる拡大を防止するための重点的な指導が必要であった。

## ③地域住民及び関係機関等との連携

地域住民からの苦情通報等にかかる対応や四日市市や他法令所管の関係機関等との連

携については、業務報告書の記録や当時の関係者からの聴取り調査によれば、各種苦情や通報等に対しては、限られた人員の中、できるだけ迅速に対応し、調査や説明等に努め、また、四日市市や他の関係機関等とも打合せ会議の開催や連携した調査対応等、適時に連携しつつ対応してはいるものの、内容としては対症療法的な部分もあり、真の課題解決にまでは至っていないのも事実である。

特に、当該地域で計画されていた開発計画に関連した内容については、各関係機関が把握している情報は適宜提供されているものの、それぞれの機関の担当者がそこまで注意深く見ておらず、主体的な考えにもならず、また、一体的な連携対応にもなっていないことから、全体の問題解決を図る意味での十分な連携には至っていない。

事実として、平成6年10月に許可失効した後の数年間（平成10年頃迄）は、処分場本体に関する記録も希薄であり、関連する情報等もあまり積極的に入手しておらず、あたかも当該問題がなくなったと認識していたような時期さえもある。

許可失効が目的ではなく、「是正措置が目的」であることを十分認識した積極的な情報収集と関係機関との密な連携が必要であった。

#### ④県の組織体制

対象事案の最終処分場が稼働していた当時（昭和56年度～平成6年度）、本庁での産業廃棄物行政担当者は数名程度しか配置されていなかった。

また、監視指導担当としては、昭和62年度に設置されたが、当初は、全県を2～3名でパトロールしているという実態であり、地域機関とも連携して立入検査等を行ってはいたが、全県的に効果的かつ十分な監視指導が行われていたとは言い難く、特定の懸案事項への対応に多大の時間を費やしていた状況が見られた。

地域機関でも、産業廃棄物行政専任の担当者が十分に配置されているわけではなく、環境（公害）行政に係る規制指導業務と併せて対応していた。

特に、対象事案に対応していた四日市地域（当時の四日市保健所管内）については、県に強硬に反抗し懸案化した廃棄物処理業者が多かったうえに、工業地帯も抱えていたことから規制の対象となる工場・事業場も多く、昭和40年代から平成初期の頃は、まだまだ公害関係の課題や問題も残っていたという時代でもあった。

平成9年度頃から廃棄物監視指導に係る組織体制は充実してくるが、法令改正等に伴う業務増が見込まれないと廃棄物担当部局全体の組織体制が強化されないという実情等もあった。

対象事案だけではなく他の事案に係る課題等も含め、質・量ともに膨大で複雑な産業廃棄物行政に対応するために必要な人員の確保と組織体制の強化を戦略的に進めることが必要であった。

#### （4）結論

保管されていた公文書の記録や関係者からの聴取り調査等によれば、それぞれの時期

にこの対象事案に関わった産業廃棄物行政担当者は、限られた組織人員体制のもと、四日市地域という特性もあり、日々、公害及び廃棄物に関する多くの苦情や懸念事項を抱え、それらへの対応に多く時間を費やしていた実態もあり、そういうやむを得ない状況や事情のなかで、それぞれの担当者が努力していたことは窺い知れるところである。

しかし、結果的には、広大な面積や容量の拡大を防止できず、今もなお、当該処分場周辺の住民等に不安を与え続け、社会的にも批判されるような結果を招いているのも事実であることから、対象事案の論点として考えられた個別対応の評価やそれを踏まえた総合的な評価としては、厳しい評価をせざるを得ない。

このような対象事案の変遷の結果によって、周辺地域の生活環境保全上の支障のおそれを生じさせていることの責任の大半は事業者にあることは言うまでもないが、指導監督権限を有し、廃棄物行政を担う県（組織）としての対応は不十分さ等もその要因のひとつとなっていることは否定できない。

このことから、県としては、これまでの行政対応を振り返り、このようなことが二度と起きないようにするため、様々な再発防止策を考え、そして効果的に実行していく責任がある。

### 3. 2 第2次調査検討委員会

#### (1) 調査検討の概要

第1次調査検討委員会以降平成24年7月末までの県の対応状況を検証し、今後の再発防止に資するため、第2次調査検討として平成23年10月から平成24年9月までの間で7回に亘り審議を行った。

なお、表3-3に第2次調査検討委員会委員名簿、表3-4に第2次調査検討委員会開催状況を示す。

表3-3 第2次調査検討委員会委員名簿

委員長	田中 勝	鳥取環境大学特任教授
委員	北見 宏介	名城大学准教授
委員	佐脇 敦子	弁護士
委員	西川 源誌	弁護士
委員	藤倉 まなみ	桜美林大学教授

表3-4 第2次調査検討委員会開催状況

回	開催日時	場所	概要	備考
23-1	平成23年 10月11日 15:30~18:00	ウインクあいち (愛知県産業労働センター) 12階小会議室 (1207)	○対象事案の諮問	公開

23 -2	平成 23 年 11 月 2 日 13:30~18:00	名古屋国際 センター 3F 第二研修室	○対象事案の調査検討 (1) 事案の経緯について【平成 19 年 2 月~】 (2) 論点整理について (3) 履行指導の実施状況について	公開
24 -1	平成 24 年 5 月 14 日 9:30~11:40	ウイंकあいち (愛知県産業労働センター) 12 階小会議室 (1208)	○対象事案の調査検討 (1) 排出事業者への責任追及について (2) 土地所有者への責任追及について (3) 措置命令の履行と履行資金確保に関する指導の実施について	公開
24 -2	平成 24 年 6 月 25 日 10:00~14:00	ウイंकあいち (愛知県産業労働センター) 11 階小会議室 (1110)	○対象事案の調査検討 (1) アンケート調査の概要について【報告】 (2) アンケート調査から抽出した課題の整理及び検討について	非公開
			(3) 地元対応について (4) 調査検討報告書(素案)の検討	公開
24 -3	平成 24 年 7 月 31 日 9:45~12:00	ウイंकあいち (愛知県産業労働センター) 12 階小会議室 (1209)	○答申(素案)の検討 (1) 県が講じた措置における課題の整理と りまとめ (2) 調査検討報告書(素案)の検討	公開
24 -4	平成 24 年 8 月 21 日 9:30~12:00	ウイंकあいち (愛知県産業労働センター) 11 階小会議室 (1109)	○答申(案)の検討 (1) 県が講じた措置における課題の整理と りまとめ (2) 調査検討報告書(案)の検討	公開
24 -5	平成 24 年 9 月 28 日 14:15~ 17:50	ウイंकあいち (愛知県産業労働センター) 13 階小会議室 (1307)	○答申(案)の検討 (1) 再発防止策のとりまとめ (2) 再発防止策の取組状況及び成果の検 証・評価 (3) 調査検討報告書(案)の検討	公開

## (2) 県の対応の問題点

平成24年10月に「特定産業廃棄物事案【四日市市大矢知・平津事案】に関する調査検討報告書(第2次調査検討)」が取りまとめられた。その概要は以下のとおり。

### ①対象事案に関する認識

対象事案では、県は、許可失効後、原因者に施設を改善させる必要があるとの十分な認識がなく、そのための方針決定や効果的な行政指導を実施しておらず、このような認識が問題解決を遅らせ、地元住民に不安を与え続ける結果を招くこととなった。

県は、第1次調査検討後、原因者に頻繁に措置命令の履行や履行資金の確保を求め、また、長年に亘る地元住民からの不信感を払拭するため、地元住民の意向を踏まえた問題解決に取り組み、合意形成プロセスやリスクに対する共通認識の醸成に繋げている。

これにより、県は、平成22年12月に「基本合意書」を、平成23年11月には「実施協定書」を地元自治会と締結するなど、行政代執行に向けた合意がなされており、県の対応は妥当である。

## ②指導監督権限の行使の妥当性

産業廃棄物の不適正処理事案では、原因者に措置命令を履行させるとともに、排出事業者又は土地所有者への責任追及を厳しく実施していくことが必要であり、行政代執行実施後は、厳格な費用求償が求められる。

対象事案では、原因者に、平成19年1月31日付けで措置命令を発出し、実施計画書の作成や履行期限の遵守を求め、また、履行期限経過後は、措置命令の履行資金の確保に向け、法人又は個人の資産を売却させ、一定の履行資金を確保させている。

もともと、対象事案では、産業廃棄物の不適正処理が認められた時点で適切に指導監督権限を行使し速やかに施設を改善させるべきであり、このことは、第1次調査検討でも指摘したところである。

また、産業廃棄物の不適正処理事案では、排出事業者又は土地所有者に必要な調査を実施し、措置命令を発出すべきかどうかを検討する必要がある。

しかしながら、対象事案では、原因者が事業活動を終えてから排出事業者又は土地所有者に必要な調査を実施するまでに10年が経ち、当時の状況を的確に把握することが困難ななか、排出事業者又は土地所有者への責任追及にかかる判断基準を明確にしないまま調査を実施し、その結果を評価できておらず、その権限行使が妥当であるとは認められない。

また、措置命令は、排出事業者や土地所有者にとって重大な不利益処分であり、調査を実施してから結果の評価に時間を要しすぎるのは法的安定性の観点から妥当ではない。

今後は、趣旨・目的に沿って明確な判断基準を作成し、それに基づき、計画的に調査を実施する必要がある。

## ③地元住民への対応

地元住民は、県が平成16年度から実施する安全性確認調査に一定の期待を持っていたにもかかわらず、平成17年度には、県が投棄された産業廃棄物の面積と容量を公表するにあたり、当初予定していた説明会を当日になって中止するなど、これまでと変わらない一方的な進め方に地元住民は不信感を抱き、合意形成プロセスやリスクに対する共通認識が醸成されていなかったこともあいまって、事案の解決は遅々として進まなかった。

しかし、県は、平成18年10月の地元住民からの公開質問状の提出を受けた後、地元と原因者との間で地元要望に沿った掘削調査の実施で合意するなど、地元の意向を踏まえ、対象事案の解決に取り組んできた。

対象事案では、平成19年度から平成23年度までの定期的な地元訪問は400回を超え、



平成20年10月からは、地元・学識経験者・行政（県（市））による四（三）者協議を通じて、課題解決に取り組み、平成22年12月には「基本合意書」を、平成23年11月には「実施協定書」を締結し、行政代執行の実施に向けた合意がなされており、県の対応は妥当である。

### （3）結論

以上の総合評価を踏まえた結論は、次のとおりである。

県は、原因者に、平成19年1月31日付けで措置命令を発出し、実施計画書の作成、履行期限の遵守及び履行資金の確保を求めるとともに、排出事業者及び土地所有者への責任追及に取り組んできた。

また、地元住民の不信感の解消と安全・安心の確保に取り組むなど合意形成プロセスとリスクに関する共通認識を醸成し、その信頼関係を構築してきている。

これにより、県は、原因者に一定の履行資金を確保させるとともに、平成22年12月には「基本合意書」を、平成23年11月には「実施協定書」を地元自治会と締結するなど、対象事案の課題解決に向けて着実に歩を進めていることは評価できるものである。

しかしながら、個別の行政対応には課題も認められるところであり、今後は、再発防止策に着実に取り組み、産業廃棄物の不適正処理事案の解決に繋げていくことが重要である。

廃棄物処理法は、産業廃棄物の適正処理を確保し、生活環境を保全することを目的としており、調査検討委員会は、平成21年1月、第1次調査検討における再発防止策の提案・提言において、「目的志向型組織」であり続ける必要があると指摘したところである。

今後は、産業廃棄物の不適正処理事案について、効果的で継続的な熱意ある行政対応を実施し、課題を解決していくことが必要である。

そのためには、担当職員が当事者意識と情熱を持って、冷静に課題解決に取り組むことが重要であり、今後、そのような人材を育成されることを期待してやまない。

対象事案は、本件施設の埋立開始から約30年が経ち、その早期解決が期待されるなか、県は、平成24年9月、行政代執行に着手し、ようやく、課題解決のスタートラインに立ったといえる。

今後、様々な課題に直面することと思われるが、担当職員が英知を結集し、組織力を最大限に発揮しその解決に取り組んでほしい。

## 3. 3 再発防止策

### （1）第1次調査検討における再発防止策の提案・提言とそれに対して県が講じた再発防止策の取組状況

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会の提案・提言を受け、県では以下のとおり再発防止策の取組を行っている。

**【提案・提言①】 監視指導体制の維持、強化、そして「目的志向型組織」へ**

昭和62年度に専任の産業廃棄物監視指導担当2名を配置して以来、時代とともに監視指導体制は充実してきている。

不法投棄や不適正処理等の発生を未然に防止していくためには、その組織体制を維持するとともに、悪質化・深刻化する事案に対応するために、現場最前線である地域機関の組織充実を含めた、更なる廃棄物行政全体にかかる組織体制強化の検討も必要である。

また、対象事案にかかる対応に関しては、違法状態等を確認した場合等に指導や命令等を実施してきているが、実施後の指導(事後対応)等が不十分で、実際の改善対策が進んでいない場合が見受けられる。指導や命令等を実施する真の目的は、違法状態の是正や改善対策の促進であるが、行政対応の「力点」を指導や命令等に至る経過(プロセス)に置いてしまいがちになり、真の目的達成のための、効果的で継続的な熱意のある行政対応に繋がっていなかったという実態もあった。

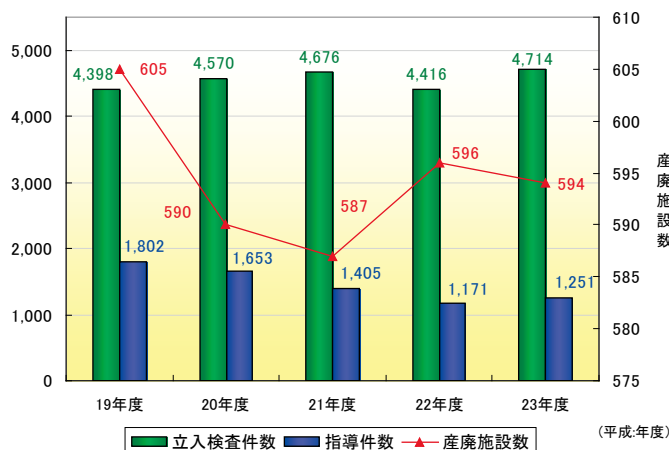
廃棄物処理法では、県は、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずる責務があるとされており、その目的は、生活環境の保全を図ることである。廃棄物行政に限らず、行政は、その行動形態としてプロセス志向型組織になりがちであるが、対応の継続性が重要であることを十分念頭に置き、常に目的を明確化し、組織内で共有し、その目的達成のためのあらゆる方法を探り、自らの判断を絶えず見直すなど、「目的志向型組織」であり続ける必要がある。

**<再発防止の取組状況>**

**【第1次調査検討までの取組】**

**①組織・人員**

対象事案で産業廃棄物の不適正処理が認められた平成6年度は、4名(2班)の監視・指導担当職員で全事案に対応しており、十分な監視活動を実施するには困難な組織・人員であったことから、その後、県は、監視・指導体制を年々充実させ、平成14年度から産業廃棄物の監視・指導を所管する組織を設け、また、平成21年1月に対象事案の調査検討報告書がとりまとめられるまでに、担当



**<産廃施設数と立入検査・指導件数の推移>**

職員も4名から20名に増員するなど、組織・人員を充実させてきた。

## ②監視活動の充実

これにより、対象事案で産業廃棄物の不適正処理が認められた平成6年度は、産廃施設数479に対して、立入検査件数3,285、行政指導件数167であったが、平成20年度には、産廃施設数590に対して、立入検査件数4,570、行政指導件数1,653と、産廃施設数・立入検査件数と比較して、行政指導件数が大幅に伸びており、監視活動の充実に繋がっている。

## ③各事案の進捗管理

産業廃棄物の不適正処理事案の解決には各事案の進捗管理を的確に実施する必要があることから、県は、重要な事案については、『事案の概要（ポイント）』、『経緯』、『今後の対応』を記載した『懸案事項調書』を作成し、これを定期的に更新することで、各事案の進捗を管理していた。

### 【第1次調査検討後の取組】

#### ①組織・人員

県は、第1次調査検討後、平成23年度には、廃棄物監視・指導室を各地域の不適正処理事案に対処する地域指導グループと広域的で悪質・深刻な事案に対処する広域指導グループに再編し、機動的な対応ができるような体制を整備し、平成24年度からは、廃棄物行政に関する施策を重点的に実施するため環境生活部に廃棄物対策局を設置するなど、廃棄物行政全般にかかる組織を充実させている。

#### ②監視活動の充実

県は、第1次調査検討後、これまで充実させてきた監視活動を維持しており、平成21年度から平成23年度の立入検査件数及び行政指導件数は、それぞれ4,416～4,714、1,171～1,405で推移している。

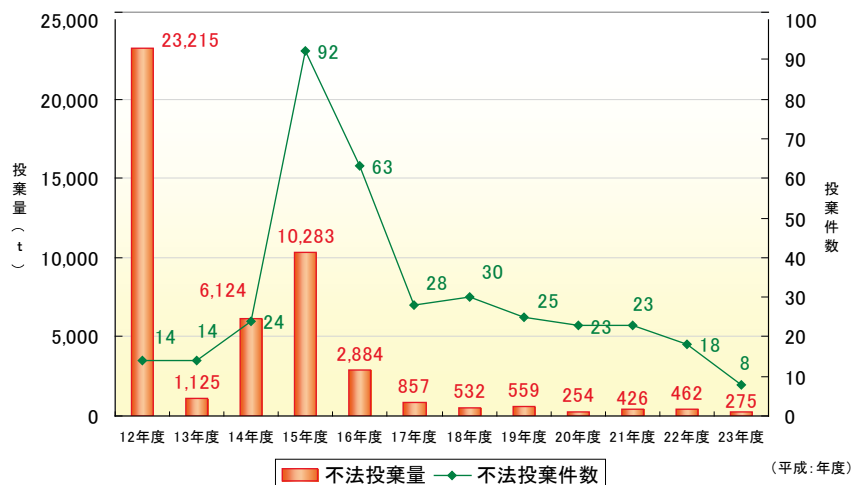
また、さらなる監視活動の充実のため、平成20年度から監視カメラを導入し、平成21年度から民間警備会社に監視パトロールを委託するなど、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の未然防止・早期発見に取り組んでいる。これにより、平成23年度、監視カメラで3事案、民間警備会社による監視パトロールで1事案の不適正処理を把握した。

#### ③各事案の進捗管理

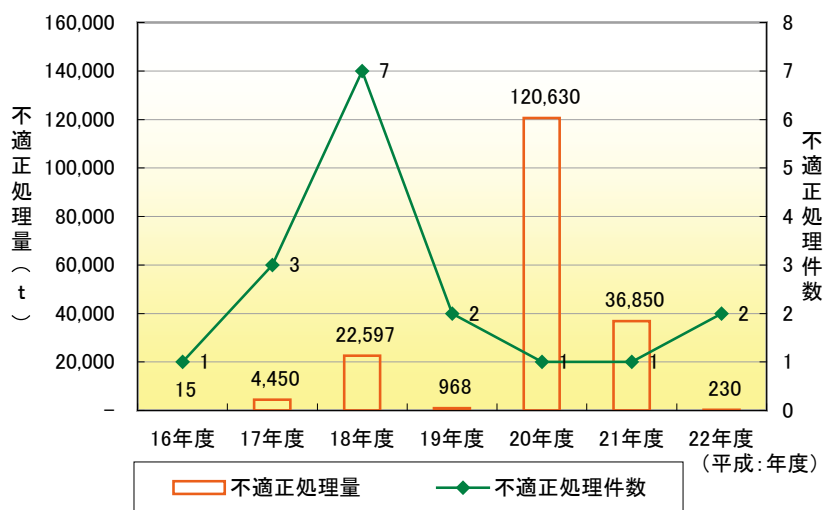
県では、引き続き、重要な事案については、『事案の概要（ポイント）』、『経緯』、『今後の対応』を記載した『懸案事項調書』を作成し、定期的に各事案の進捗を管理している。

また、平成23年度からは、『重要度』、『事案概要』及び『指導概要』を記載した不適正事案実態把握表や担当職員ごとに進捗課題報告書を作成するなど各事案の進捗管理を進め、また、四日市市内山事案の調査検討報告書を受け、各事案の『重要度』、『毎月の進捗』、『課題』や『目標』を記載した『業務年間計画表』を作成するなど、各事案の的確な進捗管理にむけて、さらなる改善に取り組んでいる。

### <産業廃棄物の不法投棄件数・不法投棄量>



### <産業廃棄物の不適正処理件数・不適正処理量>



### **【提案・提言②】 感覚・感性を磨く（自己研鑽）**

廃棄物行政に携わる職員には、専門的知識の習得とともに、不法投棄や不適正処理等に繋がる「兆し（シグナル）」を見逃さない感覚を持つことが求められる。

不法投棄や不適正処理等は、発見や対応が遅れば遅れるほど、後々の改善や是正に多大な「費用、時間、労力」を費やすことになってしまう。

これまでに組織体制は充実してきてはいるが、その職員数と対応時間には限界があり、何から何まで全てに対応するわけにはいかない現状のなか、いかに関係のない情報（ノイズ）に惑わされず、優先的に対応しなくてはいけない事象から発信される「兆し（シグナル）」を見落とさないための感覚・感性（センス）を絶えず磨き、持ち続けていかなければならない。

また、職員の自己研鑽には、廃棄物資源循環学会や全国都市清掃会議等の廃棄物に関する調査研究会へ参加するとともに、その機会を情報発信の場として活用することも有効である。

#### **<再発防止策の取組状況>**

県は、産業廃棄物行政を担当する職員に、業務に必要な専門的知識を習得させるため、環境省や公共団体が実施している実践的な研修（産業廃棄物対策研修、廃棄物・リサイクル基礎研修等）を受講させ、また、廃棄物行政に関する連絡会議に参加する機会を確保するとともに、必要に応じて地域機関の職員へ伝達研修を実施している。

また、県は、担当職員に産業廃棄物の不適正処理事案の事例発表を行わせるなど、職員の自己研鑽にも努めている。

### **【提案・提言③】 職員の意識向上（危機意識・規範意識）と実践力向上**

感覚・感性（センス）を持ち続け、まず「気づく」ことが重要であるとともに、その気づきから、できるだけ速やかな、改善のための実質的な対応が求められる。不法投棄や不適正処理等に気づいたとしても、迅速な対応ができなければ、効果はなくなってしまう。

廃棄物行政に限ったことではないが、特に指導監督行政においては、その担当分野に内在する危機を見極めることが必要であり、また、場合によっては、前例のない、想定外の危機に直面することもあることから、行政は、常にそのことを強く意識しながら対応することが必要である。

組織全体として「危機意識」を持ち、起こりうる危機を敏感に察知し的確に対応していくため、職員はその行動基軸として、常に、環境配慮に対する高度な「規範意識」である環境配慮義務を持つことが必要である。そして、かかる規範意識に基づき、机上の理論だけではなく、様々な経験からの実践力（実践的な能力）を身につけていかなければならない。

#### **【提案・提言④】人材育成と組織力向上**

職員の知識、感覚、意識等の向上のためには、一過性の教育機会の提供だけではなく、中長期的な人材育成計画の立案と実行が必要である。

廃棄物処理法等に関する知識習得だけではなく、他の関係法令等に関する知識の学習、OJT(On the Job Training:職場において職務をとおして行われる人材育成活動のことであり、職場のさまざまな機会をとらえて、仕事に必要な知識等を計画的に指導すること)等を活用した実践的研修や知識伝達を進めるとともに、様々な廃棄物の課題に対して、一丸となって対応していくための「組織力」を更に強めていくための、学びあい・支えあう風土づくりを進め、学習し続ける組織であることが重要である。

#### **<再発防止の取組状況>**

##### **①職員研修の実施**

県は、廃棄物行政を担当する職員の職務能力を向上させるため、講演会として、平成19年度から平成22年度まで、分野勉強会を10回開催し、また、廃棄物処理法や三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例など、所管する法律・条例の勉強会を平成21年度と平成22年度に1回ずつ開催している。

また、平成24年3月には、四日市市内山事案の行政検証を踏まえて、廃棄物行政担当者研修を開催し、平成24年4月には、監視・指導課業務基本研修(新任廃棄物監視・指導課員オリエンテーション・8日間)として、新任職員に廃棄物処理法研修、監視・指導実務研修、立入検査マニュアル研修、事務処理マニュアル研修や再発防止研修(行政検証研修)を実施している(測量や放射線の測定方法など、実務に役立つ知識についても実践的な研修を実施している。)

##### **②人材育成計画の立案・実行**

調査検討委員会は、平成21年1月、一過性の教育機会の提供だけではなく、中長期的な人材育成計画の立案と実行が必要であると指摘したところであり(特定産業廃棄物事案【四日市市大矢知・平津事案】に関する調査検討報告書23頁)、産業廃棄物行政を所管するすべての課において、中長期的な人材育成計画を立案し、各課が連携しながら、これを実行することが必要である。

しかし、四日市市大矢知・平津事案にかかる再発防止策の提案・提言を受けて中長期的な人材育成計画を策定したのは廃棄物監視・指導課のみであり、それも、策定までに3年を要している。

##### **③OJTによる人材育成**

県は、監視指導業務の経験のある職員が新任職員とともに監視活動を実施することで、OJTによる新任職員の人材育成を実施している。

また、平成23年度から、廃棄物監視・指導課では全職員で毎朝ショートミーティングを実施し、個々の職員が直接かかわっていない事案の対応方法や判断基準の共有だけにとどまらず、職員の“経験知”も職員全体で共有し、職員全員の問題意識や危機意識を醸成している。

さらに、廃棄物処理施設の定期検査や建設混合廃棄物の取扱いなどの重要事案では、通常2名で対応するところを、グループ全員で対応するなどして、着眼点や指導方法などを共有することで、組織力の向上に努めている。

#### ④研修を組織全体で共有する仕組み

県は、担当職員に各種研修の受講の機会を確保するとともに、各種連絡会議に担当職員を積極的に出席させ、職員の自己研鑽や人材育成に取り組んでいる。

しかしながら、担当職員の研修受講後、復命書（研修の概要を記載した文書）を供覧するだけで、その“経験知”を組織全体で共有する仕組みづくりはなされていない。

#### **【提案・提言⑤】 多様な主体との連携**

時代の変遷とともに、県としての監視指導体制は充実してきたが、不法投棄等が完全になくなっていないということも事実である。

早期発見、早期対応のために、県は、多様な主体との連携を図り、様々な施策や事業を進めていく必要がある。

##### ア) 県民（地域住民）との連携

地域住民からの声（情報）に耳を傾け、その情報を尊重し、最大限に活かす努力が求められる。そのためには、関係する地域住民との対話の機会を積極的に設ける等して、より一層地域住民へ情報提供を行うとともに、地域住民から幅広い情報の収集に努める必要がある。

そのことにより、「現場にいちばん近い」地域住民自らの監視の目も光ることとなり、行政と地域住民との連携による不法投棄等の早期発見に繋がっていくことが期待できる。

##### イ) 基礎自治体である市町との連携

様々な廃棄物問題の解決のためには、廃棄物行政を一緒に担う市町と県が、相互に情報を提供し合い、相互に話し合い、意見交換等を行うことができる強いパートナーシップを形成する必要がある。

##### ウ) 各関係機関、関係団体等との連携

さらに、関係他法令等を所管する県や国の関係機関や廃棄物に関わる各種団体等とも連携を密にし、各施策を進めていく必要がある。

#### <再発防止の取組状況>

##### ア) 県民（地域住民）との連携

## ①地域住民との対話の確保

対象事案では、産業廃棄物の不適正処理に関する情報に的確に対応できておらず、調査検討委員会では、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の早期発見・早期対応のため、地域住民との対話の確保が必要であると指摘したところである。

県では、平成9年度から『廃棄物ダイヤル110番』を、平成11年度から『廃棄物ファックス110番』を設置し、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理に関する情報を収集し、的確に対応する仕組みを構築している。

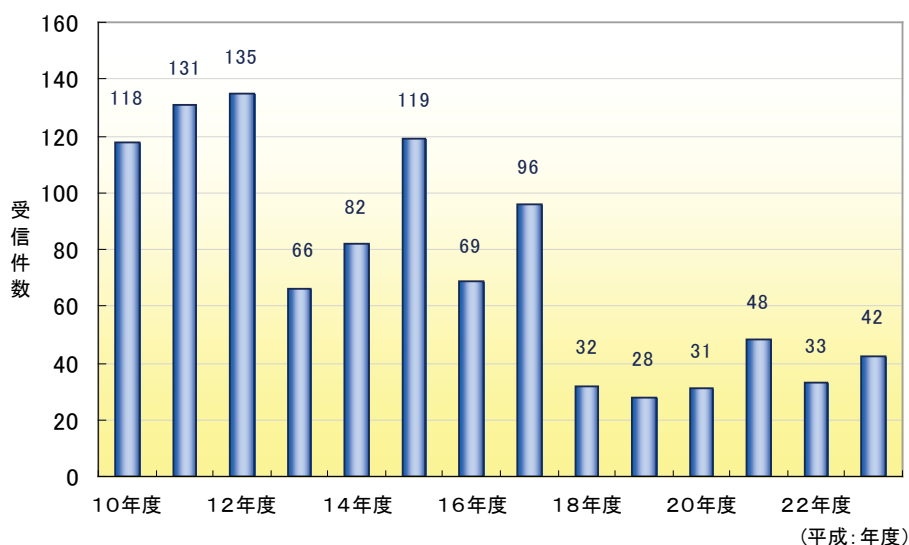
さらに、平成23年度からは、県民からの情報提供や相談について『県民相談簿』を作成し、通報者、通報年月日、対応者、通報区分、通報内容、対応状況（これまでの対応と今後の対応）や処理結果（処理済・継続中・未処理）を記載し、『県民相談受付簿一覧表』で全事案の進捗を管理している。

そして、『廃棄物ダイヤル110番』、『廃棄物ファックス110番』や『県民相談簿』に記載した事案については、通報者と対話の機会を確保するよう努め、事案の解決に繋げるとともに、適宜、処理結果を報告している（匿名の投書などを除き、通報者とは電話による対話の確保にとどまらず、できるかぎり面談や現場確認を実施している。なお、『県民相談簿』には「通報者への処理結果の連絡の要否」及び「処理結果連絡日」欄を設けるべきである。）。

平成19年度から23年度の廃棄物ダイヤル110番・ファックス110番の件数は次のとおりで、近年は減少傾向にあり、内訳としては不法投棄及び野外焼却が多数を占めている。

## ②不法投棄パトロールへの支援

県は、平成23年度から、市町から推薦のあった団体に、啓発資材（腕章・ステッカー）を配布し、地域住民による不法投棄の早期発見・未然防止と産業廃棄物の不法投棄の防止に関する意識向上に取り組み、これらの団体と対話の機会を確保している。





### ＜廃棄物ダイヤル110番受信件数の推移＞

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
廃棄物ダイヤル110番	118	131	135	66	82	119	69	96	32	28	31	48	33	42
廃棄物ファックス110番	-	9	10	0	0	2	9	10	1	0	8	1	0	0

※ 一つの通報で複数の内容申し立てがあり、実ダイヤル数よりも多い

#### イ) 基礎自治体である市町との連携

平成15年度から平成20年度にかけて27市町と産業廃棄物の立入検査協定を締結し、毎年4月に市町職員を産業廃棄物にかかる立入検査員に任命している。これにより、市町職員に産業廃棄物に関する立入検査を実施できる権限を認めている（なお、立入検査協定を締結していない2市については、継続して協定締結を働きかけている。）。

また、立入検査協定の実効性を確保し、市町立入検査員の知識及び技能の向上を図るため、毎年定期的に「三重県市町不法投棄等防止対策講習会」を実施している。

三重県市町不法投棄等防止対策講習会では、産業廃棄物行政に精通している他府県職員（OBを含む。）や、県の廃棄物処理法担当課職員を講師に、①産業廃棄物の不適正処理事案への対応と②廃棄物処理法の改正概要の講演を行うとともに、廃棄物監視・指導課職員と受講者として③監視・指導業務に関する意見交換を実施し、産業廃棄物の監視・指導業務にかかる知識及び技能の向上を図っており、講習会の受講者数は30数名から70数名である。

なお、市町とは常に情報交換を行い、個別事案では必要に応じて、県と市町が合同で立入検査や立会を行っている。

### ＜市町からの不法投棄通報状況＞

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
不法投棄新規発見件数	25件	23件	23件	18件	8件
市町通報件数	7件	12件	4件	4件	3件
市町からの通報割合	28.0%	52.2%	17.4%	22.2%	37.5%

#### ウ) 各関係機関、関係団体等との連携

##### ①業界団体との情報交換

一般社団法人三重県産業廃棄物協会との情報交換を定期的実施し、産業廃棄物に関する法律、通知及び質疑応答、各種施策（電子マニフェストの加入料助成・優良産廃処理業者認定制度）やPCB廃棄物の適正保管及び適正処理などについて、機関誌に掲載を依頼するなどして、事業者には法制度を周知している。

##### ②情報提供協定の締結と産業廃棄物に関する知識の普及

平成16年6月に10森林組合と、平成22年3月には「JAF三重支部」及び「NTTファシリティーズ東海」と情報提供協定を締結し、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理に関

する幅広い情報提供の仕組みづくりに取り組んでいる。

また、「三重県市町不法投棄等防止対策講習会」に協定を締結した団体の職員の派遣を依頼し、産業廃棄物に関する知識の普及を行っている。

### ③隣接する自治体と連携した産業廃棄物運搬車両路上検査の実施

まんなか共和国構成団体（岐阜県・滋賀県）と、また、三県一市（愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市）と産業廃棄物運搬車両の路上検査を実施し、廃棄物の積載状況や搬入先などを確認するとともに、廃棄物の適正運搬・適正処理について指導や啓発を実施している。

#### 【提案・提言⑥】 情報共有を一步進めた「情報交流」による情報把握と積極的な情報発信

様々な廃棄物の課題については、廃棄物処理法だけでは解決することができないことも多く、他の法令等を所管する関係機関との情報の連携（情報交流）が重要である。

また、県民の意識を高め、排出事業者や処理業者の意識向上のためには、県庁内部での情報把握や関係する行政組織全体としての情報共有だけではなく、不適正処理等に関する様々な負の情報（行政処分や改善指導状況等）も含めた「わかりやすい（やさしい）情報」を積極的に発信することが必要である。

#### <再発防止策の取組状況>

##### ①行政処分や再資源化施設の公表

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成21年4月施行）に基づき、行政処分の情報を県のホームページで公表しており、許可業者にとどまらず、排出事業者の産業廃棄物の適正処理にかかる意識を高め、産業廃棄物の不適正処理の抑止力にもなっている。

また、建設リサイクル法に基づく再資源化施設（がれき類又は木くずの破碎施設）の状況を県のホームページに掲載し、建設廃棄物の適正処理及びリサイクルを推進している。

##### ②他法令所管部局・県警との情報の連携（情報交流）

産業廃棄物の不法投棄や不適正処理については、警察や他法令所管部局との連携が重要であり、平成19年6月には、産業廃棄物の不法投棄又は不適正処理について、関連する法令を所管する部局が連携し、迅速かつ的確に対応するため、「三重県産業廃棄物不法投棄等対策連絡会議」を設置し、情報交換や情報共有を実施している。

また、個別事案については、警察や他法令所管部局と連携し、事業者に指導を実施するときも、必要に応じて、合同での立入調査を実施できるように調整を行っている。

##### ③「わかりやすい情報」の積極的な発信

地域住民からの生活環境保全上の支障に関する懸念には、回覧板で利用できるような分かりやすい資料を作成し、適宜、地域住民に提供している。

また、自治会長を通じて、事案の現状や対応状況を積極的に発信し、地域住民に広く周知できるように取り組んでいる。

**【提案・提言⑦】 守りだけではない、“攻めの”廃棄物行政推進のための新たな  
施策展開**

ア) 県独自の規制強化等による未然防止

廃棄物処理法の規制や基準等を補完するためには、三重県の地域特性等を勘案した県独自の条例による規制も有効である。三重県では、平成20年10月に「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」（平成20年三重県条例第41号）を制定（平成21年4月1日施行）しているが、その的確な運用を行っていく必要がある。

イ) 監視指導等のマニュアル構築、ノウハウを引き継げる組織づくり

廃棄物行政を進めてきた数十年の知見（知恵）は貴重な財産である。それを集積・共有することにより、許認可や監視指導等にかかるマニュアル構築等を進めるとともに、そのノウハウについては、「集める」だけではなく、次代の廃棄物行政を担う職員に「繋げていく」組織づくりが求められる。

ウ) 現場の状況を的確に把握するための手段

現場の状況変化を捉え、後々に引き継いでいくためには定点での状況写真等を継続保存していくことも有効である。また、特に最終処分場については、現場で領域を明確に確認するため、物理的な境界確認の手段（杭等）のみならず、GPS（Global Positioning System：全地球測位システム）等のシステム技術活用による把握確認方法も調査研究することが有効である。

エ) 全国の不適正処理事案関係自治体との連携

産業廃棄物の不法投棄等不適正処分に起因した生活環境保全上の支障等の除去を行政代執行により行う場合、各自治体は、技術的、財政的な側面のほか、住民等とのリスクコミュニケーション等総合的な検討を行うこととなるが、対策工法の選定や事業の円滑な実施において様々な課題を抱える状況となっている。

これからの再発防止を考え、そして行動し、国民や時勢に求められる廃棄物行政を推し進めていく糧とするためには、地域や事案の特性は違えども、全国の関係自治体が、こうした課題に関する相互の情報交換等を進め情報を共有し、個々の課題解決に繋げていくとともに、お互いに学び、知恵を共有する姿勢をもって、より一層の連携を深めていくことが大切である。

<再発防止策の取組状況>

ア) 県独自の規制強化等による未然防止

① 条例による規制強化

県は、平成21年4月から施行している三重県産業廃棄物の適正な処理に関する条例

において、産業廃棄物の適正処理を確保するため、「土地所有者・占有者・管理者の責務」、「排出事業者による処分委託先の実地確認」、「産業廃棄物の保管場所にかかる届出」に関する規定を整備し、平成22年5月に廃棄物処理法に当該規定が整備されるまで、法に先駆けて独自の規制を実施した。

また、県は、県外からの産業廃棄物の搬入について、事前にその発生工程などを把握できるよう条例の規定を整備し、産業廃棄物の不適正処理に繋がらないよう事前確認を実施している。

さらに、産業廃棄物処理業者に処理実績報告書の提出を求め、未提出者については、その氏名を公表している。

また、PCB廃棄物については、紛失や事故の届出内容を公表することとし、条例の規定を整備している。

## ②多量排出事業者への取組

県は、平成11年に「産業廃棄物適正管理推進マニュアル」及び「自主情報公開ガイドライン」を策定し、平成22年には、廃棄物処理法の改正を踏まえ、「産業廃棄物の処理計画の策定等に関するマニュアル～適正管理推進マニュアル～」を策定し、廃棄物処理法で計画の策定及び公表を定めていない、500 t 以上1,000 t 未満の多量排出事業者に、産業廃棄物処理計画の策定、実施状況報告書の提出を求め、産業廃棄物の適正処理を推進している。

また、県では、年間500 t 以上の多量排出事業者について、排出事業者による産業廃棄物の適正処理を確保するため、環境技術指導員2名による適正管理計画の策定などの指導を実施している。

## ③PCB廃棄物の不適正処理の未然防止

県は、PCB廃棄物の不適正な処理を未然に防止するため、平成20年度からPCB廃棄物専門員2名を配置し、地域機関と連携して県内の1,000を超えるPCB廃棄物保管事業者へ順次立ち入り、適正保管及び早期処分について指導を行っている。

# イ) 監視指導等のマニュアル構築、ノウハウを引き継げる組織づくり

## ①廃棄物処理法の手引書・許可申請マニュアルの整備

県では、平成22年の廃棄物処理法の改正を受け、産業廃棄物にかかる基準を簡潔にまとめた「産業廃棄物処理の手引き」を改訂し、産業廃棄物処理業者のみならず産業廃棄物行政を担当する職員も活用できるように工夫した。

また、県は、許可申請の審査を担当する職員（地域機関職員）が円滑かつ公平・公正に審査できるよう許可基準のひとつである経理的基礎に関する審査の指針及び手順を定めたガイドラインを新たに作成するとともに、廃棄物処理法の改正を踏まえ、「産業廃棄物処理業の許可申請の手引き」を改訂し、職員が適正な許認可事務が行えるよう“ノウハウ”の共有にも取り組んでいる。

## ②監視指導マニュアルの整備

県では、平成22年の廃棄物処理法の改正を受け、新たに設けられた廃棄物処理施設の定期検査について、担当職員が公正かつ厳格に検査が実施できるよう「三重県廃棄物処理施設定期検査実施マニュアル」を作成し、全職員が統一的に取り扱えるような仕組みを構築した。

## ③監視指導活動の標準化

県では、「行政処分の指針（通知）」に基づき監視活動を実施しているが、事業者への対応をより標準化するため、監視指導活動のフローを全職員で検証・整理し、OJTで全職員に浸透させるとともに、その実践に取り組んでいる。

また、建設混合廃棄物の取扱いなど特定の課題についても、担当職員によって取扱いに相違がでないように考え方を整理し、ショートミーティングや課内会議において組織全体での共有を図っているところである。

今後は、異動時の教育訓練により、これらの考え方を引き継いでいく予定である。

## ウ) 現場の状況を的確に把握するための手段

産業廃棄物の不適正処理事案では、その状況を的確に把握するため、定点での写真撮影を継続することが重要である。

県では、防災ヘリ・県警ヘリによるスカイパトロールを実施し、産業廃棄物の不適正処理事案にとどまらず、問題のない施設や事業所についても、継続的に定点での写真撮影を実施している。

また、日常の監視活動では、過去の状況と比較できる撮影場所を選定したうえで写真撮影を実施し、監視日報を作成することで、状況写真を継続して保管している。

特に、産業廃棄物不適正処理事案の担当職員は、定点における写真撮影を意識して監視活動を行うようになってきている。

また、民間警備会社による監視パトロールでも、定点から施設・事業所を撮影することとしている。

なお、大規模施設では、GPSによる試料採取場所や測量ポイントの確認・把握に努めている。

## エ) 全国の不適正処理事案関係自治体との連携

県では、平成20年度から、産廃特措法に基づく実施計画書を提出した地方公共団体と定期的な会議を開催し、情報交換を積極的に行うとともに、共通の課題について議論を重ね、実務に役立てることとしている。

また、このような会議を通じて、各自治体の担当者同士が日常的に情報を交換できるネットワークが形成されている。

## (2) 四日市市内山事案における再発防止策の取組状況

四日市市大矢知・平津事案と四日市市内山事案は、産業廃棄物の不適正処理事案であり、いずれも許可施設における規制権限の行使・不行使が主要な論点であることから、四日市市内山事案における再発防止策に取り組むことが対象事案の再発防止にも繋がるものと考えられ、調査検討委員会は、平成 24 年 2 月、同種事案である「四日市市内山事案」について再発防止策を提案・提言していることから、その取組状況及び成果についても検証・評価を行った。

なお、「四日市市内山事案」は、調査検討委員会からの提案・提言から 4 ヶ月しか経っておらず、今後、本格的に取り組んでいくことから、調査検討委員会の提案・提言の趣旨に沿った取組がなされようとしているかどうかを重点的に検証・評価を行った。

### 提案・提言① 法務能力の向上と課題解決力を備えた人材育成

#### ～廃棄物処理法を的確に運用解釈するうえで必要な法務能力の確保～

廃棄物行政に携わる職員は、廃棄物処理法を適正に運用解釈し、適時的確に規制権限を行使し、不適正処理事案に対処していく必要がある。

そのためには、廃棄物処理法を運用解釈し個別事案に当てはめるための知識（技術）や共通ルールである行政法（行政作用法・行政救済法）を正確に理解し、各種判例動向を把握することが必要である。

法律の基礎的な知識を備えることが必要であるが、その都度、研修を実施するだけでは困難であり、中長期的な視点に立った人材育成計画の立案と実行が重要である。

### <再発防止策の取組状況>

県は、平成 24 年 3 月、「四日市市内山事案」の行政検証を踏まえ、①四日市市内山事案の課題と再発防止策の提案・提言、②廃棄物処理法を運用解釈するうえで必要となる法律の基礎知識をテーマに、廃棄物行政担当者研修を開催した。

また、平成 24 年 4 月には、廃棄物監視・指導課業務基本研修（新任廃棄物監視・指導課員オリエンテーション・8 日間）のなかで、新任職員に廃棄物処理法研修・再発防止研修（行政検証研修）を実施している。

なお、廃棄物処理施設の定期検査や建設混合廃棄物の取扱いなどの個別事案については、担当職員による勉強会を適宜開催するなど、OJT による人材育成にも取り組んでいる。

今後、平成 24 年 10 月から 12 月には、廃棄物行政を担当する職員に必要な行政法（行政作用法・行政救済法）を正確に理解し、各種判例動向を的確に把握できる法務能力を備えた人材育成のため、法務研修（初級編・中級編・上級編）を実施するとのことである。

## 提案・提言② “経験知”を組織全体で共有するナレッジマネジメントの展開

効果的で実効性のある監視指導を実施するためには、専門的な知識や情報にとどまらず、職員の“経験”や“ノウハウ”を組織全体で共有して、これを引き継いでいくナレッジマネジメントが必要である。

そのためには、ア)職員の“経験”、“ノウハウ”、専門的な知識及び情報（ナレッジ）を組織で共有する仕組み（体系的な監視指導システムの構築）とイ)組織で共有したナレッジを的確に引き継ぐ仕組み（的確に情報を伝達できる引継システムの構築）の両方が必要である。

### ア)体系的な監視指導システムの構築～リスク認識と的確な現状把握～

各施設のリスクと現状を的確に把握する必要があり、そのためには、施設の形状や監視指導状況を時系列的に整理し、その施設の顕在的なリスクだけでなく、潜在的なリスクを認識することが重要である。

許可の概要（施設の形状）、これまで実施した指導経緯や事業者の改善状況を体系的に把握する監視指導システムを構築する必要がある。

そのためには、事業者毎に、許可の概要（施設の形状）、指導経緯と改善状況を記載した総括表（監視指導カルテ）を作成し、これに基づき指導を実施していくことも有効的な手段である。

### イ)的確に情報を伝達できる引継システムの構築

前任者から後任者に施設又は事業者に対する正確な情報を伝達することこそが、的確なリスク認識と現状把握に繋がるのであり、こうした正確な情報の確実な伝達により、産業廃棄物の不適正処理を早期に解決することができるのである。

そのためには、事業者に対する認識と施設の現状（指導経緯・改善状況）を正確に記載し、後任者に引き継ぎ、後任者は、これに加筆を加え、次の職員に引き継ぐようなシステムを構築しておく必要がある。

## <再発防止策の取組状況>

### 【体系的な監視指導システムの構築】

県（廃棄物監視・指導課）は、平成24年3月、「四日市市内山事案」の調査検討報告書を受け、各事案の『重要度』、『毎月の進捗』、『課題』及び『目標』を記載した『業務年間計画表』を作成し、担当職員はこれに基づき監視活動を実施し、事案の推移を踏まえ、8月、12月には中間検証（業務年間計画表の更新）をしたうえで、平成25年3月には次年度の『業務年間計画表』を作成することとしており、各事案の的確な進捗管理に取り組んでいる。

重要事案では、『事案概要』、『指導状況』及び『今後の対応』を1枚にまとめ、課員全員で共有することとしている。

#### 【的確に情報を伝達できる引継システムの構築】

県（廃棄物監視・指導課）では、「四日市市内山事案」の調査検討報告書を受け、①業務年間計画表、②重要事案の業務報告書（前年度の指導経緯、事案の推移及び改善状況を明確にした文書）、③特定産業廃棄物事案【四日市市内山事案】に関する調査検討報告書を3部作成し、1部を前任者、1部を後任者、1部を廃棄物監視・指導課が保管することにより、引継の透明性の確保と担当職員の当事者意識の醸成に取り組んでいる。

また、後任者は、業務年間計画表に基づき監視活動を実施し、また、事案の推移に応じて中間検証を行って、廃棄物監視・指導課の方針を確認したうえで、次年度に引き継ぐ仕組みとしている。

#### 提案・提言③ 措置命令事案の自律的検証と効果的なPDCAサイクルの実施

生活環境保全上の支障又はそのおそれが生じている事案については、産廃特措法に拘わらず、自律的に当該事案を調査検討し、今後の廃棄物行政に活かし、効果的なPDCAサイクルを実施していくことが重要である。

漫然と措置命令を発出し、行政代執行を実施するのではなく、これまでの経緯を検討するなかで、次に活かすヒントを見出すことが重要である。

#### <再発防止策の取組状況>

県（廃棄物監視・指導課）は、「四日市市内山事案」の調査検討報告書を受け、措置命令発出事案1事案について、過去の指導経緯を踏まえて論点を抽出し、担当職員に聴き取り調査を実施し、廃棄物監視・指導課全職員で改善策を共有することとしている。

#### 提案・提言④ 厳格かつ適正な費用求償の実施

産業廃棄物の不適正処理の責任は、一義的には原因者が負うべきものであることからすれば、厳格かつ適正に費用求償を実施してこそ、公金支出の正当性を担保できるのであり、また、事業者には産業廃棄物の不適正処理をする抑止力ともなりうるのである。

国税徴収法に基づく財産調査を実施し、差押可能財産が認められれば、躊躇することなく差し押えるべきであったといえ、今後は、費用求償体制の充実や手続マニュアルの整備などを積極的に実施して、厳格かつ適正な費用求償に繋げていく必要がある。



### <再発防止策の取組状況>

県は、平成24年4月、四日市市内山事案にかかる財産調査を実施するとともに、桑名市五反田事案では、財産調査をより充実させるため、これまで調査していなかった金融機関の調査を実施する予定である。

また、平成24年4月、県は、『搜索差押マニュアル【搜索差押実施要領】』を整備し、平成24年6月には、税務部局職員の支援を受け、津市白山町事案で原因者の自宅を搜索しているが、搜索に不慣れな職員も多く、改善すべき点も認められる。

今後、県は、『費用求償マニュアル【手続マニュアル】』を整備するとともに、費用求償体制の充実にも取り組む予定である。

### (3) 第2次調査検討における再発防止策の提案・提言

#### ①明確な判断基準の作成とそれに沿った調査の実施

##### ～調査計画の立案と迅速かつ的確な調査結果の集約～

対象事案では、判断基準を明確にしないまま、排出事業者又は土地所有者にヒアリング、アンケート調査及び報告徴収を実施しており、そのため、結果評価に時間を要している。

排出事業者又は土地所有者への責任追及においては、行政処分（措置命令）を発出することを見据え、明確な判断基準を作成し、調査を実施すべきであった。

また、排出事業者への責任追及では、同趣旨のアンケート調査と報告徴収を実施しており、計画的に調査が実施されていたとは認められず、趣旨・目的に沿って、どのような調査を実施すべきであるか十分に検討すべきであった。

今後、排出事業者又は土地所有者への責任追及のため必要な調査を実施するときには、必ず、明確な判断基準と調査計画を作成し、それに沿って調査を実施し、速やかにその結果をとりまとめるべきである。

なお、対象事案は調査を実施するまでに10年が経ち、排出事業者又は土地所有者から明確な回答や報告が得られない調査項目が多く、担当職員は、その評価に苦慮していたことが窺われる。

しかし、排出事業者又は土地所有者に措置命令を発出するには、都道府県知事が措置命令発出基準に該当することを立証しなければならず、措置命令発出基準に該当することが疑われても、そのような不確定な事実をもって（疑いだけで）措置命令を発出することは違法であり、どのようなアンケート調査を実施すれば行政処分（措置命令）の根拠となるか、また、ヒアリング、アンケート又は報告徴収からどのように行政処分（措置命令）の根拠を収集するか十分な検討が必要であり、それがないまま調査を実施し、担当職員が苦勞していたようである。

担当職員は、行政処分の根拠を誰が立証すべきか、また、どの程度の立証が求められるかを正解に理解する必要があったといえ、共通ルールである行政法（行政作用

行政救済法)の理解にとどまらず、これを的確に運用できる能力が必要である。

調査検討委員会では、平成24年2月、「四日市市内山事案」の再発防止策の提案・提言において、法務能力(法律の知識と運用解釈力)の向上と課題解決力を備えた人材育成が必要であると指摘したところであり(特定産業廃棄物事案【四日市市内山事案】に関する調査検討報告書37頁)、これに取り組むことが対象事案の課題解決にも繋がるのである。

## ②定期的な進捗管理(マネジメント)の実施

### ～事案の総合的な進捗管理から個別課題の進捗管理へ～

対象事案は、多数の排出事業者又は土地所有者がおり、その責任追及を的確に行っていくためには、管理職員による進捗管理が重要となってくる。

管理職員は、対象事案の年間計画を作成するときや勤務評定にかかる担当職員との面談において事案全体の進捗を管理しているが、個別課題毎の進捗管理がなされておらず、担当職員と管理職員へのアンケート調査によれば、進捗状況の認識に相違も認められる。

今後、管理職員は、事案の総合的な進捗管理にとどまらず、個別課題毎に定期的な進捗管理を実施する必要があり、そのなかで、担当職員に必要な助言を行い、また、管理職員が積極的に参画することにより、課題の解決に繋げていく必要がある。

そのためには、対象事案全般の進捗管理表を作成するだけでなく、個別課題ごとに『現状』、『問題点』及び『今後の対応』を明確にした進捗管理表を作成し、管理職員と担当職員で現状と課題を共有すべきである。

## ③正確な業務引継の実施

### ～現状を的確に伝達できる業務引継システムの構築～

対象事案では、平成17年度から排出事業者及び土地所有者への調査を実施しており、アンケート調査によれば、前任者から後任者に的確な引き継ぎがなされていない事実も認められる。

調査検討委員会は、平成24年2月、「四日市市内山事案」における再発防止策の提案・提言において、的確に情報を伝達できる引継システムが必要であると指摘したところである(特定産業廃棄物事案【四日市市内山事案】に関する調査検討報告書39頁)。

よって、監視指導業務にとどまらず、排出事業者又は土地所有者への責任追及においても、四日市市内山事案の提案・提言の趣旨に沿った再発防止策の取組を実施していくべきである。

## (4) 第1、2次調査検討結果及び改善策の提案・提言

調査検討委員会は、平成21年1月に対象事案における再発防止策を提案・提言し、第2次調査検討では、その取組状況及び成果を検証・評価したところである。

県は、調査検討委員会の提案・提言を受け、再発防止策に取り組んでいるが、一部の確な進捗管理や提案・提言の趣旨に沿った取組がなされていないなど改善すべき点も認められるところである。

今後、調査検討委員会の提案・提言の趣旨に沿って着実に再発防止策に取り組むためには、管理職員が率先垂範し、担当職員と取組方針を検討し、管理職員はその進捗を的確に管理すべきである。

調査検討委員会は、再発防止策の検証・評価を踏まえ、次のとおり、改善案を提案・提言する。

#### ① 進捗管理表の作成・公表

調査検討委員会は、対象事案にとどまらず「桑名市源十郎新田事案」、「四日市市大矢知・平津事案」及び「四日市市内山事案」において、行政の対応の課題を明確にするとともに再発防止策の提案・提言に繋げてきたところである。

しかしながら、対象事案では、再発防止策の取組に改善すべき点が認められることから、今後は、提案・提言の趣旨に沿った再発防止策に着実に取り組み、定期的にこれまでの取組を検証し改善していくこと（PDCA）が必要であり、そのためには、「提案・提言の要旨（趣旨）」、「取組方針」、「進捗状況」及び「改善点」を記載した進捗管理表を作成すべきである。

そして、管理職員は、この進捗管理表に基づき、定期的に再発防止策の取組状況及び成果を把握し、担当職員とともに改善点を検討して今後の取組方針を策定すべきである。

また、その実効性を確保するため、進捗管理表は、定期的にホームページで公表すべきである。

#### ② 再発防止策の取組状況のフォローアップ

県が委員会の提案・提言の趣旨に沿って効果的な再発防止策に取り組むためには、定期的に委員会にその進捗状況（再発防止策の取組状況及び成果）を報告し、調査検討委員会からこれまでの再発防止策の取組状況及び成果の検証・評価と今後の再発防止策の取組方針について必要な助言を受け、より効果的かつ着実な取組に繋げていくことが必要である。

### 3. 4 提案・提言を受けた県の対応

#### （1）県が行った対応の問題点

大矢知・平津事案及び四日市市内山事案の取組状況について、調査検討委員会からは、再発防止策については取り組んでいるものの、一部の確な進捗管理や提案・提言の趣旨に沿った取組がなされていないなど改善すべき点が指摘された。

また、調査検討委員会の提案・提言の趣旨に沿って着実に再発防止策に取り組むため、管理職員が率先垂範し、担当職員と取組方針を検討し、管理職員はその進捗を的確に管理すべきとの意見も出された。

## (2) 再発防止策

特定産業廃棄物に関する調査検討委員会による検証及び前記「(1) 県が行った対応の問題点」、並びに不法投棄事案である桑名市源十郎新田事案及び桑名市五反田事案の検証結果(再発防止策の提案・提言一覧表)を踏まえ、次のとおり再発防止策を進めていくこととする。

### ① 明確な判断基準の作成とそれに沿った調査の実施

排出事業者又は土地所有者への責任追及のため必要な調査を実施するときには、必ず、明確な判断基準と調査計画を作成し、それに沿って調査を実施し、速やかにその結果をとりまとめる。

また、廃棄物処理法を的確に運用解釈するうえで必要な法務能力の確保を行っていく。

### ② 定期的な進捗管理(マネジメント)の実施

個別課題ごとに「現状」、「問題点」及び「今後の対応」を明確にした進捗管理表を作成し、管理職員と担当職員で現状と課題を共有し、定期的な進捗管理を実施する。

### ③ 正確な業務引継の実施

引継書には、排出事業者、土地所有者にかかる調査の進捗状況及び今後の取り組み内容を正確に記載し、後任者に引き継ぎ、後任者は、これに加筆をし、次の職員に引き継ぐようなシステムを構築する。

### ④ 進捗管理表の作成・公表

提案・提言の趣旨に沿った再発防止策に着実に取り組み、定期的にこれまでの取組を検証し改善していくこと(PDCA)が必要であり、進捗管理表を作成する。

また、管理職員は、この進捗管理表に基づき、定期的に再発防止策の取組状況及び成果を把握し、担当職員とともに改善点を検討して今後の取組方針を策定する。

また、その実効性を確保するため、進捗管理表は、定期的にホームページで公表していく。

### ⑤ 再発防止策の取組状況のフォローアップ

定期的に調査検討委員会にその進捗状況(再発防止策の取組状況及び成果)を報告し、調査検討委員会から再発防止策の取組状況及び成果の検証・評価と今後の再発防止策の取組方針について必要な助言を受けることとし、より効果的かつ着実な取組を進めていく。

## 再発防止策の提案・提言一覧表

提案・提言した再発防止策	対象事業	区分	提案・提言年月
<b>① 監視活動の充実</b> 監視指導体制の充実 監視指導体制の維持、強化、そして「目的志向型組織」へ 情報提供に的確に対応できる仕組みづくり	桑名市五反田事業	不法投棄	平成16年12月
	四日市市大矢知・平津事業	不適正処理	平成21年 1月
	桑名市源十郎新田事業	不法投棄	平成24年10月
<b>② 人材育成・自己研鑽</b> 職員の職務能力の向上 職員の意識向上(危機意識・規範意識)と実践力向上 人材育成と組織力向上 法務能力の向上と課題解決力を備えた人材育成 ～廃棄物処理法を的確に運用解釈するうえで必要な法務能力の確保～ 的確な廃棄物処理法の運用解釈と政策法務能力の向上 感覚・感性を磨く(自己研鑽) あらゆる原因を想定した調査を実施できる感覚・感性の醸成	桑名市五反田事業	不法投棄	平成16年12月
	四日市市大矢知・平津事業	不適正処理	平成21年 1月
	四日市市内山事業	不適正処理	平成24年 2月
	桑名市源十郎新田事業	不法投棄	平成24年10月
<b>③ “経験知”の共有によるナレッジマネジメント</b> 監視指導等のマニュアル構築、ノウハウを引き継げる組織づくり 現場の状況を的確に把握するための手段 体系的な監視指導システムの構築～リスク認識と的確な現状把握～ 的確に情報を伝達できる引継システムの構築	四日市市大矢知・平津事業	不適正処理	平成21年 1月
	四日市市内山事業		平成24年 2月
<b>④ 多様な主体との連携</b> 県民 県民(地域住民)との連携 市町 基礎自治体である市町との連携 市町村職員・森林組合職員に対する学習機会の確保 関係係団体 各関係機関、関係団体等との連携 関係係団体 地域規制マップの作成による他部局との連携 関係係団体 環境部局の専門的知見を他法令所管部局と共有し対処する仕組みの構築	四日市市大矢知・平津事業	不適正処理	平成21年 1月
	桑名市五反田事業	不法投棄	平成16年12月
	四日市市大矢知・平津事業	不適正処理	平成21年 1月
	桑名市源十郎新田事業	不法投棄	平成24年10月
<b>⑤ 情報収集・情報提供(情報発信)</b> 情報収集 積極的な情報収集 要監視項目に関する情報収集及び汚染状況の把握 情報提供 情報共有を一步進めた「情報交流」による情報把握と積極的な情報発信 ホームページ活用による即時性をもった情報提供	桑名市五反田事業	不法投棄	平成16年12月
	桑名市五反田事業 (第2次検証)		平成22年 9月
	四日市市大矢知・平津事業	不適正処理	平成21年 1月
<b>⑥ 排出事業者・土地所有者への責任追及</b> 計画 明確な判断基準の作成とそれに沿った調査の実施 画案 ～調査計画の立案と迅速かつ的確な調査結果の集約～ 進捗管理 定期的な進捗管理(マネジメント)の実施 捗理 ～事業の総合的な進捗管理から個別課題の進捗管理へ～ 引継 正確な業務引継の実施 ～現状を的確に伝達できる業務引継システムの構築～	四日市市大矢知・平津事業 (第2次検証)	不適正処理	平成24年10月
	四日市市内山事業	不適正処理	平成24年 2月
<b>⑦ 費用求償</b> マニ進 ヲ抄 ャル管 理作 成 厳格かつ適正な費用求償の実施(費用求償体制の充実・手続マニュアルの整備等) 費用求償手続マニュアルの作成 実効性のある費用求償に繋がる進捗管理 ～財産調査台帳(財産調査データベース)作成による進捗管理～ 人材 育成 費用求償手続に精通した人材の育成と税務部局との連携 意欲的に費用求償に取り組む人材の育成と管理職員の積極的な関与 ～費用求償プロセスの評価と組織力による費用求償の実施～	桑名市五反田事業 (第3次検証)	不法投棄	平成24年10月
	四日市市内山事業	不適正処理	平成24年 2月
<b>⑧ 独自施策の展開</b> 県独自の規制強化等による未然防止 全国の不適正処理事業関係自治体との連携 維持管理積立金の積立状況の的確な把握 課題解決に繋がる法制度・政策の提案・提言	四日市市大矢知・平津事業	不適正処理	平成21年 1月
	桑名市五反田事業 (第3次検証)	不法投棄	平成24年10月
	桑名市源十郎新田事業	不法投棄	平成24年10月
<b>⑨ PDCAによる産業廃棄物行政の推進</b> 個別案 措置命令事業の自律的検証と効果的なPDCAサイクルの実施 再発防止策 進捗管理表の作成・公表 再発防止策 再発防止策の取組状況のフォローアップ	四日市市内山事業	不適正処理	平成24年 2月
	桑名市五反田事業 (第3次検証) 桑名市源十郎新田事業 四日市市大矢知・平津事業 (第2次検証)	不法投棄 不法投棄 不適正処理	平成24年10月

(対象事業欄に第2次検証・第3次検証と記載のないものはすべて第1次検証)